

平成 2 5 年度

第 2 回 千 葉 市 環 境 影 響 評 価 審 査 会

議 事 録

平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日 (金)

千 葉 市 環 境 局 環 境 保 全 部 環 境 保 全 課

## 平成25年度第2回千葉市環境影響評価審査会次第

平成25年10月18日（金）

午前10:00～11:45

本庁舎8F 正庁

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 「環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）」に対する意見の概要と意見に対する考え方について
- (2) 環境影響評価等技術指針の改定について
- (3) 答申（案）について
- (4) その他

### 3 閉 会

#### 配付資料

- 資料1-1 「環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）」に対する意見の概要と意見に対する考え方（案）
- 資料1-2 「環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）」に係るパブリックコメント手続の実施結果について（案）
- 資料2 環境影響評価等技術指針の改定について（案）
- 資料3 環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（答申）（案）
  - 添付1 環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）
  - 添付2 環境影響評価等技術指針の改定について（案）
- 資料4 今後のスケジュールについて
- 参考資料1 「環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）」に係るパブリックコメント手続の案内文
- 参考資料2-1 環境影響評価等技術指針（抜粋）
- 参考資料2-2 環境基本計画（抜粋）

午前 10時00分 開会

【環境保全課長補佐】 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第2回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の國吉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の審査会の成立についてご報告いたします。委員総数17名のところ現在11名のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しております。

ここで、会議の資料についてご確認をお願いいたします。まず次第、A4判片面刷り1枚です。次に資料1-1、「『環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）』に対する意見の概要と意見に対する考え方（案）」です。A4の両面刷り1枚とA4片面刷り1枚になります。資料1-2、「『環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）』に係るパブリックコメント手続きの実施結果について（案）」です。A4片面刷り1枚です。資料2、「環境影響評価等技術指針の改定について（案）」です。A4両面刷り1枚です。資料3、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（答申）（案）」です。A4片面刷り1枚です。添付1、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）」です。A4両面刷り1枚です。同じく、「計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ（案）」です。A3片面刷り1枚です。添付2、「環境影響評価等技術指針の改定について（案）」です。A4両面刷り1枚です。資料4、「今後のスケジュールについて」です。A4片面刷り1枚です。参考資料1、パブリックコメント手続きに係る案内文です。A4片面刷り1枚です。参考資料2-1、「環境影響評価等技術指針（抜粋）」です。A4両面刷り1枚です。参考資料2-2、「環境基本計画（抜粋）」です。A4両面刷り3枚です。5ページになります。以上ですが、乱丁・不足等がございましたらお申しつけください。

次に、会議、議事録の公開についてご説明いたします。第1回目の審査会でもご説明いたしましたとおり、本日の会議は千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。また議事録は、委員の皆様にご個別にご確認をいただき、承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては立本会長をお願いいたします。よろしくお願いたします。

【立本会長】 どうも、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより次第に沿いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。

議題の1つ目は、「『環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）』

に対する意見の概要と意見に対する考え方について」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、議題1について説明をさせていただきます。

まず最初に、参考資料1をごらんいただけますでしょうか。7月に開催いたしました第1回の審査会におきまして、環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針について諮問をさせていただきまして、当日、対応方針の案をまとめていただいたところでございます。その案につきまして、9月2日から1か月間、市民意見の募集を行ったところ、2人から23件の意見をいただいたところでございます。

恐れ入りますが、資料1-1へお戻りいただきたいと思っております。市民からいただいた意見の概要、対応、意見に対する考え方をまとめましたので、説明をさせていただきます。

左のところに項目がございますが、まず「電子縦覧について」でございます。1番、「アセス図書の電子縦覧は歓迎したい」ということでございます。賛同する意見でございます。

2番目でございますが、「千葉市環境保全課のアセス関連のホームページからアセス図書がダウンロードできるようになっていない。アセス関連ホームページの充実をお願いしたい」という意見でございます。ご要望のとおり、ホームページの充実に努めてまいりたいと思っております。

3番ですが、「これまでのアセス図書も記録として電子縦覧できるよう整備していくことを要望する」というものでございます。電子縦覧につきましては著作権への配慮等が必要なため、手続き完了後の案件の電子縦覧は難しいと考えております。

以上、電子縦覧につきまして3項目で5件の意見がございましたが、対応につきましては原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして、「事後調査報告書について」でございます。4番、「事後調査報告書の提出時期は工事完了時に提出となっている。問題が発生したまさにその時期に是正措置をとることが大切です。工事完了後ではなく、工事影響が最大時に適宜とすべきではないか」という意見でございます。

これにつきましては、まず、環境影響評価法の手続きが「事後調査の報告は工事完了時に」と規定されております。また、市条例でございますが、工事編の報告につきましては、工事の影響が最大となるときに調査することを技術指針に定めております。また、工事中に講じた環境保全措置の効果を確認し、それを報告書に含めることとしておりますので、工事編につきましては工事完了時に提出することとしたものでございます。

なお、調査結果が予測結果と著しく異なった場合でございますが、環境への影響が大きい場合等におきましては、事後調査報告書とは別途、迅速な連絡を行うことが技術指針に定められておりますので、これで対応可能と考え

ております。

続きまして、5番でございます。「工事期間が長期に及ぶ場合、調査結果を一定期間ごとに定期的に報告する規定を設けることが必要だ」、また、6番でございますが、「完成から供用までに期間がある場合、その間における環境影響を調査し、報告する規定を設けることが必要だ」という意見でございます。これにつきましては、工事が長期に及ぶ場合には、準備書において監視計画を定める際に中間報告を求めることにより対応可能と考えております。また、現在の条例におきまして、工事着手後に環境状況の変化により必要と認めるときは補充調査並びに報告をすることを指示できるように定めておりますので、これで対応可能と考えております。

続きまして、次のページでございます。7番、「事後調査報告は『事業終了後速やかに』とありますが、完了後何日という規定を盛り込んでください」というものでございます。事業の規模、種類によりまして、調査項目あるいは環境保全措置等がそれぞれ異なりますので、一律指定することは適当ではないと考えまして、「速やかに提出する」ということとしております。

8番でございますが、「供用時の事後調査報告書を提出することを引き続き規定することは支持する」ということで、賛同する意見でございます。

9番、事後調査結果報告に関してでございますが、「事業者に報告させるだけでなく、その結果について審査会を活用していただきたい。また、審査により問題が指摘された場合には追加調査を行うことを加えてほしい」というものでございます。

こちらにつきましては、既に条例第42条に、事後調査報告書の提出があったときは審査会の意見を聞いて必要な措置を実施するよう指示することができるよう規定がございますので、これで対応可能と考えております。

以上、事後調査報告書につきまして7件の意見がございましたが、対応については原案のとおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、「計画段階配慮書について」でございます。10番、「環境配慮に関する手続きの創設が盛り込まれたのは一歩前進ですが、要綱制定ではなく、条例に盛り込むべきではないか。どうしても無理な場合には要綱を公開してください」というものでございます。

今回予定しております計画段階配慮手続きにつきましては、市の事業を対象とした制度でございますので、内部規定として要綱を制定することとしております。要綱についてはホームページで公開してまいります。

11番、「計画段階配慮書についても説明会の開催を盛り込んでください」というものでございます。条例よりも規模の大きい事業を対象といたします環境影響評価法においても、配慮手続きの説明会については規定がございません。また、計画段階配慮書につきましては、他の環境影響評価図書、方法書、準備書等に比べまして内容も簡易で分量も少なくなると想定しております。

すので、説明会の開催を盛り込むことは考えておりません。

続きまして、12番でございます。「配慮書の対象事業は、民間は任意とし、千葉市の事業に限っています。民間も含めてほしい」という意見でございます。これにつきましては、千葉県の計画段階環境影響評価実施要綱におきましても県事業のみを対象としておりますので、地域間の整合を図る観点からも市の事業を対象としたいと考えております。今後、市の事業及び他都市での計画段階配慮手続きの知見を集積いたしまして、運用実績の積み重ねを通じまして、民間事業者を対象にするかどうか検討を行っていきたいと思っております。

以上、計画段階配慮書について5件の意見がございましたが、こちらにつきましても対応方針については原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、13番以降でございますが、「その他」という分類でございます。13番、「ミアセスを実施する事業者を支援するような条項を追加してほしい」ということ、それから、「自主アセスを支援する上で、技術支援のほかに、アセス費用の補助金、制度上の優遇措置等を検討してほしい」という内容でございます。現在、ミアセスの支援については考えておりません。今後、国の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、15番でございます。「アセス規模要件の引き下げ、あるいは対象事業の増加の検討が必要である」ということでございます。こちらにつきましては、環境影響評価法の対象としております事業より規模の小さいもの、対象外の業種を条例で補完して環境影響の回避・低減に努めているところでございます。今後、本市の環境状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じて、対象規模、対象業種の見直しを検討してまいりたいと思っております。

16番でございます。「千葉市では、高層建物や大規模建築物の建設がアセスの対象となっていない」という意見でございます。ことしの6月に、近隣商業地域、商業地域などを除く本市の74%の地域に高さ制限が設けられたところでございます。今後、本市の実情等を勘案しながら、必要に応じて対象事業の見直しを検討してまいります。

17番でございます。「原発事故以降、環境中の放射能汚染が危惧されている。今後数十年は続くものと思われる。アセスの評価項目に加えていただきたい」という意見でございます。

これまで環境影響評価法は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁につきましては適用しないというようにされておりましたけれども、今年の6月に公布されました「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」におきまして、この除外規定が削除されております。そして、公布の日から2年を超えない範囲で施行されることになっております。国の動向を踏まえながら、本市の条例にも同じように適用除外条項がございますので、この取り扱いについて検討していきたいと思っております。

市民意見に対する考え方と対応については以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がございましたように、市民意見として17項目出てまいりました。それらの内容及び対応と考え方については、そこに記してあるとおりでございますけれども、これらにつきまして何か皆様のほうでご意見等がございましたらお願いしたいと思っております。

【羽染委員】 2点あります。1点目は、5番の意見の、工事期間が長期に及ぶ場合の「意見に対する考え方」ですけれども、この考え方の記載を見ますと、「準備書において監視計画を定める際に、中間報告を求めることにより対応可能」という回答になっています。この辺が、私も確認していないのですが、いわゆる技術指針に記載があるのか否か。事務局がその都度判断して中間報告をしたほうがいいのか、しなくてもいいとか、そういうふうに判断するのか、それとも、議題2で技術指針の改定がありますので、工事期間が長期に及ぶ場合は中間報告をしたほうがいいのかという記載をきちんと入れたほうがよろしいのではないかとというふうに私は考えます。

それから、10番、11番、12番の計画段階配慮書については、意見に対する考え方はこれでよろしいと思うのですが、個人的なお願いとして、できるだけ法の趣旨を鑑みて、できるだけ早く条例化して、民間事業者も対象とするような方向に今後考えていったほうがよろしいのではないかと。

以上、2点です。

【立本会長】 ありがとうございます。

ただいまご意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。

【環境保全課長】 まず1点目の、中間報告を求めることで対応可能ということについてでございますが、現在、技術指針の中にはこういった規定はございません。運用の中で中間報告を求めていきたいというふうに行っているところでございます。

それから、11番、12番の計画段階の配慮について、条例化、民間も対象にしたほうがよいという意見でございますけれども、これにつきましては、「対応」のところにも書かせていただきましたが、まずは、千葉県が県の事業だけを対象にして要綱で定めているということから、地域間の中で整合を図るために、市におきましても市の事業を対象として要綱で対応していきたいというふうに考えております。しかしながら、この要綱で制度を運用していく中で実績を積み重ねまして、それをもとに他都市の状況を見ながら、条例に加えるか、民間事業も含めるか、そういったことを検討していきたいと思っております。まずは要綱で市の事業を対象に制度を進めたいと考えております。

【羽染委員】 2番目のご回答はそれで納得しましたが、1番目に関しては、指針の改定でそういうことを盛り込むか否かというのは、今後検討されるということでしょうか。今のままでいきたいということなのでしょうか。

【環境保全部長】 今そういったご意見が出ましたので、今時点では文章化されておられませんので、この審査会の中で指針の中に盛り込むべきだという皆さんのご意見

があれば、事務局として指針の中に盛り込んでいきたいと思っていますので、ご審査いただければ。

【羽染委員】 了解しました。

【立本会長】 私は、県のやり方がこうだから市が県に基づいて、県がやっているからこうでないと、ということではなく、政令都市として市は市の独立性があってもいいかなと思っていますけれども、今後、そういった点もこの審議会で検討させてもらうということではいかがですかね。運用をしてみて、いろいろ問題点等々が出ればその都度改定をさせてもらう、検討させていただくということで。

【環境保全課長】 中間報告を求めることについて技術指針に定めたらという意見でございませけれども、この場で皆さんからそういった意見があれば、今回、技術指針の改定を予定しておりますので、含めたいと思います。

【立本会長】 いかがですか。後で出てくるかもわかりませんが、技術指針の中に改定をするということで。その方法は、例えば、工事の途中で職員の方が現場を視察するというようなことも入ってくるわけですね。書類としては出てこないけれども、現場を検査されるということはあるわけですか。ただ相手任せということではなくて、時々現場を見るという。

【環境保全課長】 状況に応じて、必要であれば現場を見るということも必要かと思っています。

【立本会長】 それでは、次の改定のところで詳細は議論をさせていただくということで、こここのところでは前向きに検討させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【立本会長】 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。どうぞ。

【鎌野委員】 ちょっと細かいことで、単純な質問ですけれども、項目のNo.16のところですね。そこの高さ制限のご説明の「10m」の後にアスタリスクがありますけれども、ほかにこれの注記がないみたいなので、何か特別な意味があるのでしょうか。あるいは消し忘れでしょうか。

【環境保全課長】 失礼しました。ミスでございます。すみません。

【鎌野委員】 わかりました。

【立本会長】 そこは消してください。

そのほか。どうぞ。

【根上委員】 13番から17番の「その他」の項目のところで対応が「その他」になっています。「その他」ではどう対応するのかがわからないので、ここも「原案どおり」とするのが適当ではないかと思うのですが、このような表記にしている理由がもしあれば教えていただければというご質問です。

【環境保全課長】 対応方針の中には、13～17番に対する意見の内容がなくて、環境影響評価一般に関する意見でございませるので、対応方針に関する意見としては「そ

の他」という扱いにさせていただいたところですが、ご意見のとおり、対応につきましては「原案のとおり」とさせていただきたいと思います。

【立本会長】 そのほうがいいと思いますね。今、根上委員が申されましたように、No.13 から 17 までの対応のところの「その他」という語句を「原案どおり」というように変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。どうぞ。

【鎌野委員】 これも表記上の細かなことです。今、そういう表記の問題が出ました。これが公開されるということで、よりこういったパブコメを寄せていただいた方の回答にもなると思います。13、14 のところで、「今後の国等の動向について」と書いてありますけれども、ほかのところだと、「本市の実情を勘案して」とか何とかということなので。ですけど、ここはあえてそういう文言は入れないということで、本当に細かなことで申しわけない。「国等の動向」ではなく、私が言いたいの、少し柔軟に対応するという、国で何かこういうことをやったからとか法律ができたからということではなくて、先ほど立本会長も言われましたように、千葉市独自のいろいろ施策というものも先端的にという姿勢が恐らくあるでしょうし、それから、そういうことをこういったパブコメを寄せていただいた人に示すためにも、結論だけ言いますと、「国等の動向等」と、「等」というのを入れたほうが少し含みがあるのではないかと。国とか県とかの動向だけ注視しているということではないという意味ですね。それ以上書くとまた逆に誤解を招くあれですので、ご検討いただければと。

【岡本副会長】 よろしいですか。ささいなことすみませんけれども、今の「原案どおり」と「その他」のところですが、12 番については、「民間事業者を対象にするかどうかを検討してまいります」ですよ。これから考えていきますということですが、例えば、15 番でも「見直しを検討してまいります」ですよ。ということは、「意見に対する考え方」には同じ文言が書いてあるのですけれども、12 番のところの「対応」が「原案どおり」で、15 番のところは「その他」になっているこの扱いの相違というのはどういうところから生じているのでしょうか。つまり、見直しということを計画の中に含めてこの時点で検討していくのか、その改定の必要性があるかどうか今後議論していくのか、その辺のところのニュアンスの違いというのはあるのでしょうか。

【立本会長】 いかがですか、事務局。

【環境保全課長】 「意見に対する考え方」につきましては今後の姿勢を表現させていただきましたので、同じように「検討してまいります」というふうに直させていただきます。

【岡本副会長】 必要性がなければ特段議論の開始もないということですよ。それに対して 17 番の場合には、環境基本法では放射性物質は環境に含めることになったんですけど、環境影響評価法にはそれに対する規定条文がないんですよ。それに対して国が現在検討しているということで、今後 2 年間ぐらいで検討するというこ

とですが、その時点において再度、市の行政文書についても何らかの改定をするんですよということをこの時点で計画に組み込んでおくのかどうか、そここのところの説明をお願いしたいと思います。

【立本会長】 事務局、ご説明をお願いします。

【環境保全課長】 これまでの環境影響評価法には放射性物質については適用除外というものがありまして、それが今年削除されました。現在の市の条例の中では、放射性物質については除くという除外規定が入っております。基本的には国の方針に沿って含めたいと考えておりますけれども、国では市の技術指針に相当するような環境影響評価法の基本的事項というものがあるのですが、それが今後改定されると思いますので、それを見ながら市条例の取り扱いについて検討していきたいと思っております。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

【岡本副会長】 はい。

【立本会長】 そのほかございませんでしょうか。

それでは、こここのところは、一部表現の問題等ございますけど、全体的には、新たな問題等が起きた場合、あるいは国の法令が変わったりしたときには、また審議会を開いて検討させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【立本会長】 では、そういうことにさせていただきたいと思えます。

もうございませんか。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

次は、資料 1-2 でも説明いたします「『環境影響評価条例の一部改正等に係る対応方針（案）』に係るパブリックコメント手続の実施結果について（案）」について、ご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 資料 1-2 につきましましては、先ほど説明させていただきました考え方についてホームページで公表することとしておりますが、その案内文でございませぬ。ここに、9月2日から1か月間パブリックコメントを募集したこと、それから、意見につきましましては電子メールで2人から23件あったこと、それから、意見の内訳については表のようになっております。これとあわせて先ほどの意見に対する対応を一部修正させていただきましてホームページで公開させていただきたいと思えます。

【立本会長】 それでは、ここも、これでよろしゅうございますか。

では、「（案）」を取って、そのまま生かしてください。

それでは、続きまして、議題 2 でございませぬけれども、「環境影響評価等技術指針の改定について」でございませぬ。事務局からご説明をお願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、資料 2 をお願いいたします。

市では、千葉市環境影響評価条例に基づきまして、事前配慮あるいは環境影響評価等が科学的かつ適切に実施されますように、環境影響評価等の項目、調査、予測

評価の手法など、必要な事項を環境影響評価技術指針としてまとめて運用しているところがございます。今回、環境影響評価法の改正にあわせて市条例を改正することとしておりますが、条例の改正にあわせて技術指針につきましても整合を図るため一部改定を予定しております。

改定の内容でございますけれども、2のところがございますが、大きく2点ございます。1点目は、2のところにあります「条例改正に合わせた改定」、2点目は、裏の3のところがございますが、「環境基本計画の改定に合わせた改定」でございます。

表に戻っていただきまして、1点目でございますが、「条例改正に合わせた改定」で(1)、電子縦覧手続きの新設に伴う指針の改定でございます。法改正に基づきまして、環境影響評価図書の電子縦覧について環境影響評価条例・規則に規定することとしております。環境影響評価図書には、地図、図面、写真など、著作権の許諾を有する事項が多く含まれております。この図書をインターネットで公表し、不特定多数の閲覧に供することは、著作権上の権利を侵害するおそれがございます。そこで、技術指針に、著作権への配慮等につきまして、次にあります(ア)(イ)(ウ)に掲げる3項目を盛り込みたいと考えております。

まず、(ア)の対象とする図書でございますけれども、環境影響評価法、県条例、市条例で定めるインターネットによる公表が義務づけられた方法書、準備書、評価書などを対象といたします。

(イ)の著作権への配慮でございますが、事業者のウェブサイトへの掲載については著作権への配慮を行うこと、また、事業者から市のウェブサイトへの掲載申し出があった場合には、両方で協議し、掲載同意をとること、事業者から非開示の申し出があり、妥当と認められる場合には不掲載措置をとることができること、を盛り込みたいと思います。

また、(ウ)でございますけれども、データにつきましては、媒体はCD-R、形式はPDFとすることを考えております。

また、今、電子縦覧につきまして申し上げましたが、紙媒体の図書についても、(ア)と(イ)については同様に配慮することとしたいと思います。

続きまして、(2)の「事後調査報告書手続きの改正」でございます。現在の技術指針に事後調査報告書は、工事中、供用時の区分ごとに適宜作成・提出と規定されておりますが、条例の改正により、事後調査報告書の提出時期を「工事完了後速やかに」と規定することから、指針の該当部分を削除したいと思っております。

次に、3の「環境基本計画の改定に合わせた改定」でございます。環境影響評価条例では、事業者はアセス対象事業の実施前に環境基本計画により事前配慮を行うことを規定しており、その手法につきましては環境影響評価等技術指針に定めております。

参考資料2-1をごらんいただけますでしょうか。中央よりやや下に下線が引いてあるところがございますが、事前配慮等につきまして、千葉県環境基本計画第6章

第 2 節というように引用して記載しているところがございます。しかしながら、平成 23 年に環境基本計画が改定されまして、該当部分の構成が 6 章から 5 章に改定されております。

その次の参考資料 2-2 をごらんいただけますでしょうか。これは現在の改定された環境基本計画でございますが、第 5 章に「事業別・行政区別環境配慮指針」というものがうたわれております。ですので、技術指針の中で、この第 5 章を引用するように改定したいというものでございます。

それから、先ほど議題 1 のところでご意見がございました中間報告の規定につきまして、技術指針の中に表現をさせていただきたいと思っております。

資料 2 は以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

そういたしますと、ただいま事務局からご説明がございました件と、先ほど羽染委員が提案をされました、技術指針の中に報告の件を入れるかどうかということを検討するということですのでけれども、どういたしましょうか。

羽染委員のほうで何か、どこにどういう文言を入れればいいのかというようなものがございますか。

【羽染委員】 資料 2 の裏ページの「(2) 事後調査報告書手続きの改正」の文章の中に、その中間報告のところも含めていただければよろしいのではないかと思います。

【立本会長】 いかがですか。今、提案者のほうからでございますけれども、資料 2 の 2 ページ目といいますか、そこの (2) のところに中間報告の件を入れるということでございます。まだ文言については詳細に決まっておりませんが、一応ここに中間報告を入れるということで、文言については、もし可能ならば、副会長と事務局、私で検討させていただき、これに合うような文言にしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

【羽染委員】 お任せいたします。

【立本会長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

では、文言についてはこれから検討いたしますけれども、内容は中間報告を行うというような内容でよろしゅうございますね。

【羽染委員】 はい。

【立本会長】 そのほかございませんでしょうか。

先ほど、著作権のところでしたか、紙媒体もこれに入るんだということは、その上の (ア) のところに、「インターネット利用による公表が義務付けられた図書とする」という、これは図書だけなんですか。そのほかのものはかわりないわけですか。

【環境保全課長】 条例で規定されました方法書、準備書等の図書です。

【立本会長】 図書の意味を幅広く捉えますか。

【岡本副会長】 図書の定義というのはあるんですか。関連する文章の中に図書とは何を指すかという定義はありますでしょうか。それでは、具体例を挙げて、該当す

るかどうかお答えいただいで……。

【環境保全課長】 法令で義務づけられた方法書、準備書というふうに考えています。

【岡本副会長】 それでは、この審査会において、事業者について準備書の内容について説明したところ、追加の資料が提出された場合、つまり、委員会に提出された資料は、ここで言うところの図書に該当しますか、しませんか。

私が質問しているのは、千葉市の環境影響評価審査会において、事業者が提出した準備書の内容について、内容が不明確である、具体的な内容について説明した資料を提示してくださいというお願いをしたところ、答申案を出す前に追加の調査資料が提出されました。数ページの資料だとすると、それは、ここで言うところの図書に該当するかしらないか。イエス・ノーでお答えください。

【環境保全課長】 追加で提出された資料を評価書の一部というふうに捉えれば……

【岡本副会長】 一部と捉えるか捉えないかという判断は、事業者がするんですか、市がするんですか、この審査会でするんですか。

【環境保全部長】 その文書、いわゆる提出されたものが、我々行政が公文書として提出されたものの一部と捉えれば、これはこの対象になるというふうに考えます。

【岡本副会長】 図書に当たるか否かの判断は、市が主体的にするということですね。つまり、事業者が勝手な判断はできないと。

【環境保全部長】 はい。

【岡本副会長】 わかりました。結構です。

【立本会長】 よろしゅうございますか。ただいまは、図書であるかないかということについては、市が決定権を持っているんだということでございます。それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

【岡本副会長】 多分、今の先生の指摘はそういうことではないかと。より具体的に。

【立本会長】 ございませんか。

そうしますと、あと残っている A3 の「計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ（案）」という件について、ご説明をお願いできますか。答申案については、その後にしたしたいと思いますけれども。簡単に説明をしていただければありがたいです。

【環境保全課長】 それでは、添付 1 をごらんいただきたいと思います。「計画段階環境影響評価手続きの概要及び手続きの流れ（案）」でございますが、右側に、「事業者」「市長」「市民等」というように分けて書いてございます。

まず最初に、事業者は、計画段階配慮事項の検討ということで、複数案による調査・予測・評価等を行います。事業計画を 1 つとしてではなく複数案用意して、それに対する調査・予測・評価を行うというものでございます。

そして、配慮書をつくりまして、その配慮書をインターネットによる公表と同時に市長のほうに提出いたしまして、市でも公告・縦覧を行うということでございます。

そして、公告・縦覧をしますと、市民はそちらを縦覧できますので、配慮書についての意見等を提出することができます。この意見等が出ましたら、それらをもとに事業者は見解書を作成いたします。また、インターネットによる公表も行います。そして、でき上がったものにつきましては市に提出いたしまして、市も公告・縦覧を行います。

この時点で配慮書についての市長意見を事業者に対して提出するわけですが、審査会に諮問させていただきまして、それをもとに市長意見を事業者に提出することになります。そして、事業者は、市長から出された意見、市民の意見等を尊重いたしまして、対象事業計画を策定することとなります。実際にこの後につきましては、現在の環境影響評価条例で定める手続きに移行してまいります。いわゆる前段が計画段階の手続き、それから、現在の条例につきましては、一般的に言われています事業アセスということになります。

以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

これにつきまして何かご質問がございますか。流れでございますけど、特にございませんか。

なければ、ここも「(案)」を取っていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、議題の3番目でございますけれども、これは資料3でございます。いわゆる答申の案でございます。これは、千葉市長から本審査会に諮問が出されまして、その諮問に対するお答えの文章、いわゆる答申でございます。これはまだ案でございますので、これでもよろしいかどうかということをご皆さんに審議していただいて、文章等を決めさせていただきたいと思っておりますけれども、では、事務局のほうで、この案のところを読んでいただけますか。

【環境保全課長】 資料3の答申の案について、読ませていただきます。

.....  
環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（答申）

平成25年7月24日付け25千環環保第657号で諮問のあったこのことについて、環境影響評価審査会において検討を行い、別添のとおり「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針」及び「環境影響評価等技術指針の改定について」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申します。

.....  
以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

先ほど、技術指針の一部改定がございましたので、そのところはまだ詳細に文章として定まっておりませんが、答申のいわゆるかがみといえますか、表紙としての文章は、この文章でいかがでしょうか。

【鎌野委員】 これも細かなことですが、別添のとおり」の後、「環境影響

評価条例の改正等に係る対応方針」、それは次のページの添付 1 ですよね。そこでは「対応方針について」というものまで入っているんですけども、だから、もし別添ということであれば、「対応方針について」まで入れる必要があるのではないですかね。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

【環境保全課長】 はい。

【立本会長】 そのほか。

もう少しまだ時間がありますので、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について（案）」という別添 1 を説明してもらえますか。

【環境保全課長】 それでは、別添 1 をごらんください。

まず、1 の「環境影響評価法の改正に伴う条例改正に関する事項」というところがございますが、法改正に伴いまして市条例を改正するところをアからオまで挙げているところがございます。

まず、アでございますけれども、これまで方法書につきましては要約書がございませんでした。その要約書の作成並びに説明会の開催が法令で義務づけられましたので、市条例におきましても義務化するものでございます。

それから、イの「環境影響評価図書の電子縦覧の義務化」でございますが、これまでは図書で縦覧をしていたところがございますけれども、近年インターネット等が普及したことから、法律の中でも電子縦覧が義務づけられました。それに伴いまして市条例の中でも、方法書、準備書等の環境影響評価図書を事業者のウェブサイトあるいは市のウェブサイトで縦覧するというものでございます。

ウの「市長からの直接の意見提出手続の新設」でございますけれども、これまで、法対象事業につきましては、千葉県を経由して市長意見を国へ提出していたところがございますけれども、事業の影響が千葉市内に限定される場合には千葉市長から直接国に市長意見を提出することができるようになったものでございます。それに合わせて条例の規定内容を変更するものでございます。

それから、エの「事後調査手続の改正」でございますけれども、環境影響評価法、市条例対象事業を行う事業者につきましては、事後調査報告書、これは工事中のもの、供用時のもの、2 種類を報告することを定めております。しかし、今回の法改正によりまして、事後調査報告書につきましては工事完了時に出すということが法律では決められたところがございます。今までは、市条例の中では、工事の影響が最大になるときに調査をして、適宜報告書を出すということになっていたわけでございますけれども、法に合わせて、工事完了後速やかに提出するというように改定するものでございます。

オの「風力発電事業の追加」でございますが、環境影響評価法で 1 万 kW の風力発電が対象となりました。これを受けまして千葉市では、法律の 2 種事業に相当いたします 7,500kW 以上の風力発電について対象とするものでございます。

それから、大きい 2 番目でございますが、「要綱制定による環境配慮に関する手

続きの創設」ということで、いわゆる計画段階の戦略アセスについて国で義務化されましたので、それを受けて市では、先ほど来の議題にもございましたが、現段階では条例ではなくて要綱を制定してこの制度を運用したいというものでございます。

以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。

このところはいかがですか。

【羽染委員】 ちょっと質問ですが、よろしいですか。2番の「要綱制定による環境配慮に関する手続きの創設」というのは非常にいいことだと思いますけれども、その要綱と条例とのつなぎというか、要綱をやった案件に関しては、例えば、通常、事業アセスのほうで何か簡略化されるとかそういう配慮があると、一本の条例だとやりやすいと思うんですけれども、要綱と条例というつなぎの場合にどうなるのかなというのが、ちょっとわからないのですけれども、計画アセスを経た手続きのものは事業アセスの中で何らかが省略されるとか簡略化されるとか、そういう手続きというのは指針か何かに盛り込まれるのでしょうか。

【立本会長】 事務局、いかがですか。

【環境保全課長】 ちょっとお待ちください。今、確認します。

失礼しました。環境影響評価法の中では、計画段階における環境配慮をして、続いて事業アセスになり、一本の法の中で運用してまいりますので、ティアリングという環境段階の配慮事項について一部簡略化できるというような規定がございます。しかしながら、今考えております市のものは、要綱で環境配慮をして、その次の段階は条例となりますので、簡略化できるというようなことは現在は考えておりません。

【立本会長】 今は考えていないということでございます。

【羽染委員】 ティアリングの部分がどうなるかなというのがよくわからなかったのですけど。

【立本会長】 大丈夫ですか、ティアリングの件。

【羽染委員】 いずれにせよ、まだこの先、指針改定とか条例改定がありますので、その辺のことも今後の方向性としてどういうふうにしていったらいいかというのは考えておく必要があるのではないかと思います。

【立本会長】 そうですね。今できる限り一本化するというか、書類は一本化したほうがいいのかと思ったりします。今後、いろんな条例等、あるいは社会の推移等も鑑みながら検討させていただくということによろしゅうございますか。

【羽染委員】 はい。

【立本会長】 では、そういうことにさせていただきたいと思います。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、ここも「(案)」を取っていただくということで。

そうしますと、あと別添2のところは、先ほど検討すると言ったところでしたかね。別添2のところは、特にございますか。

【三澤委員】 さっきから気になっていたことがあります、ささいなことなんですけれども、「著作権への配慮」ということがあります。具体的にどんなことが該当するのかというイメージがわからないのですが、先ほどは地形図だとかそんなものが事例として挙がりましたけど、具体的にどんなものなんでしょう。

【環境保全課長】 先ほど申し上げましたが、環境影響評価図書の中には、地図だとか図面、写真、そういったものが多く含まれる可能性があります。そういったものにつきましては著作権がありますので、無断で記載することはできなくなっております。そういったことを配慮した上で環境影響評価図書を作成するということのような規定を明らかにするものでございます。実際には、文献を引用する場合には、引用して、細かいですけど鍵括弧で囲んで出どころを明らかにするとか、そういったことを実際にやってほしいということを目指していると思っております。

【岡本副会長】 それに関連して、千葉市で今まで審査してきた案件の中で、事業者から提出された方法書、準備書、環境影響評価書の中で、具体的に現在の著作権法で考えた場合、不適切な引用記載等があるというものは市のほうで把握しておられますでしょうか。

【環境保全課長】 今まで提出されたものの中にはないものと思っております。

【岡本副会長】 ということは、今までと同じようなものであれば全て著作権はクリアしているというふうに考えてよろしいですか。

【環境保全課長】 はい。

【立本会長】 そうしますと、この件は、文章的にはこれで、具体的には今三澤委員が言われたように、著作権への配慮というのはこういうものですよというようなものは、ここは市でしたかね、きちんと説明をしなければいけないということで、それではいかがですか。

【三澤委員】 実はちょっと考えたのは、これは引用だからということで公表されなくなる。例えば、ここで事業をやりますなんていうのがあるわけで、多分、地形図を利用されると思いますけど、そのオーケーは国土地理院からとっていないので、この図は載せないなどということになると、準備書なり何なりの体をなさないというようなことも予想されるなということをやちょっと思ったものですから、どの程度とどうか、どんなことが該当するのかというのが心配になったということです。でも、今までの事例ではそういうのはないということです。従来どおりぐらいのことはきちんと行われるということで安心しましたけど。

【環境保全課長】 今までの評価図書につきましては、例えば、出どころを明らかにして引用であるということが明らかになっていたり、あるいは、少量のものにつきましては認められておりますので、例えば、A4の1ページの中の2分の1とか4分の1とか少量のものについては適用されない、そういったことがあります。

【岡本副会長】 その辺は、何か規定とか文章化されたものはありますでしょうか。できましたら委員の皆さんにお配りしていただけるとありがたいのですが。

- 【環境保全課長】 国から「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」という文書が出ておりますので、これを皆様にお配りさせていただきたいと思います。
- 【立本会長】 今準備できますか。
- 【環境保全課長】 はい。
- 【立本会長】 そのほか何かございませんか。どうぞ。
- 【鎌野委員】 また非常にささいなことで、時間がちょうどあいているので、そのつなぎぐらいの意味しかないのですが、両方の別添 1 と 2 が了承された上での話の資料 3 の案のところの表記の問題です。ですから、立本会長の名前で市長に答申をするというときの表現として、2 行目に、「別添のとおり何々については」、そして最後の行で「別添のとおりとすることが適当である」、2 行目の「別添のとおり」というのは「別添の」ですかね。ちょっとそこが気になったものですから。あるいは、もし番号をつけるなら、「別添 1、それから別添 2 については」ということで、そして、「それは別添のとおりとする」とか、「別添のとおり」というのが 2 つ出てくるので、そのあたり表記の問題ですけど。
- 【立本会長】 どういたしますか。
- 【岡本副会長】 言われたように、取ったほうに。
- 【鎌野委員】 2 行目の「とおりの」を。
- 【立本会長】 それでは、2 行目でございます。「別添のとおり『環境影響評価条例の改正等に係る対応方針』」というところの「別添のとおり」というのを削除する。
- 【鎌野委員】 「のとおり」ですね。
- 【立本会長】 はい、「別添のとおり」というように。
- 【鎌野委員】 全部削除していいのか、「別添の」だけは残してもいいのかな。「別添のとおり」は要らないかもわからないですね。
- 【立本会長】 全部削除でいいじゃない。
- 【鎌野委員】 そうですね。全部削除したほうがすっきりするかもしれない。
- 【三澤委員】 そうすると、「について」というのも要らなくなっちゃうでしょう。
- 【立本会長】 「改定について」というのは、タイトルになるから、これは省けないでしょう。
- 【鎌野委員】 そうですね。だから、それは残しておいていいような気がします。
- 【立本会長】 それでは、この「別添のとおり」というのは削除しましょうか。
- 【岡本副会長】 最初のを取って後ろのを生かす。
- 【立本会長】 最初削除で後ろを生かす。事務局、よろしゅうございますか。
- 【環境保全課長】 はい。
- 【立本会長】 そのほか。どうぞ。
- 【鶴見委員】 A3 の表の右側、左と合わせて読んでみますと、6 番の「見解書の作成等」、ここのところで、事業者が見解書を作成して、市長がそれを受けて見解書の公告・縦覧をして、これは公告されるわけですから市民等は見ることができるとい

う理解でよろしいでしょうか。右の図ですと、市長のところで見解書の公告・縦覧があって、右に矢印が行っていますが、市民は、ただ見るができるということでしょうか。

【環境保全課長】 見解書については公告・縦覧をしますので、市民の方は見ることはできます。インターネットももちろんですが、図書として見ることもできます。

【鶴見委員】 これについて市民等が意見を述べることはできない。

【環境保全課長】 そのフィードバックはないです。

【鶴見委員】 それでよろしいわけですか。そういうものということで。

【環境保全課長】 そういう制度になります。

【鶴見委員】 この市民のところ、矢印の行った先が何も無いのが気になったのですが。

【岡本副会長】 何か書くとしたら「閲覧」と書くぐらいでしょうね。

【鶴見委員】 閲覧ですかね。

【岡本副会長】 それに対する意見は制度上特にない。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

【鶴見委員】 はい。

【立本会長】 何か奇妙ですね。

【環境保全課長】 図の中で矢印だけになってしまっているの、ちょっと不自然かもしれません。市民に見てもらえる制度だということを示したつもりだったのですが、矢印の行き先がないので、ちょっと不自然に。

【鶴見委員】 「閲覧」みたいな言葉が入ると、投げられたままではなくて行き先があるよということがわかるのかなという気もいたしますけれども。

【立本会長】 加えますか、「閲覧」という言葉を。

【鶴見委員】 いかがでしょうか。

【立本会長】 加えたほうがわかりやすいですよ、一般の人に。

では、「市民等」の下の括弧の中に「閲覧」というようなことを加えますか。

【鶴見委員】 そのほうがわかりやすいかなという気がしますが。

【立本会長】 では、「閲覧」ということを加えましょう。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

今、コピーに行っているの、少し休憩しますか。

(追加資料配付)

【鎌野委員】 その間、単純な質問で教えていただきたい。今の A3 のところで、配慮書などの公告・縦覧期間が 30 日とあるんですけど、これは、こういう期間で見解書という次の手続きに入る。それで、これをインターネットで公表して、いつまでインターネット上で見るができるんですか。保管期間とか何とか、そういうのは特に定めてあるんですか。あるいは、運用上予定しているとか、あるいは、場合によっては、もうその事業は終わったけれども、かつて行われた事業でどういうあれがあったのかなということで、1 年後、2 年後に見たいというときに見ることができ

るのか、そのあたりはどういうあれですか。これは方法書とかほかのインターネットで公表された文書についても同じですけれども、そういうのは何か国のほうで指針とか何とかがあるのかどうか。

【環境保全課長】 まず、ここにありますとおり、配慮書、見解書等の法令上の縦覧期間につきましては30日、15日となっておりますけれども、この事業の完了までは見られるようにするような方針が国から出ております。

【鎌野委員】 完了後はもう運用に任せて。

【環境保全課長】 はい。先ほど、これまでのアセス図書についても見られるようにしてほしいという意見がございましたけれども、それらにつきましては著作権の関係がございましたので、長期にわたっての縦覧は難しいというふうに考えております。

【鎌野委員】 膨大なデータになるので、なかなか、ずっとというのは難しいでしょう。わかりました。単に質問だけです。

【立本会長】 そのほかございませんでしょうか。

それでは、先ほど、範囲の件がございまして、それは、今お手元に届いたやに思います「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」というので、平成24年3月に環境省総合環境政策局環境影響評価課のほうから出された文書がございまして、これに基づいてということでもよろしゅうございましてか。

【環境保全課長】 あけていただきまして、2ページから3ページのところですが、2ページの一番下の行、「環境影響評価図書の記載内容は、図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く」、この図書の公表に関しては、「他者の著作権法上の権利を侵害することのないよう留意する必要があります」というような内容になっています。

それで、3ページの中央あたりで、※2の「著作権法上の『著作物』とは」というところでもございまして、「地図、図形の著作物：地図と学術的な図面、図表、模型など」というような内容が載っています。

それから、3ページの下から6行目ぐらいですけれども、「引用に該当しない場合、著作権者に利用の許諾を得ているか」、そういったような内容があります。

あと、4ページに参りまして、四角の中の4番、著作権法上の引用についての説明がございまして、それから、点線の四角の下に、インターネット上で環境影響評価図書の公表を行う場合には、図書等の著作権のほかに、インターネット利用特有の権利である『自動公衆送信権』についても許諾を得る必要があるというようなことがございまして、このような内容について技術指針の中に盛り込んでいきたいと思っています。

【立本会長】 よろしゅうございましてか。

【三澤委員】 はい。

【立本会長】 ありがとうございます。

【三澤委員】 ただ、よくわかったのですが、4ページの下の方から5ページぐらいくると、地図に関しては、今まで多分きちんとした手続きをとられないで皆さ

ん使ってらしたのでしょうか、こういうことになると、一応きちんと地理院の了解をとるだとか、そういう手続きが必要になるということですよ。

【岡本副会長】 5ページの※7の地図の利用のところに「同院の『少量の地図を挿入』」と書いてあるのですが、この「少量」ということについてのもう少し詳しい内容というのは把握しておられますか。どの辺までならこの「少量」に該当するのか。A4、1ページぐらいですか。

【環境保全課長】 A4の2分の1、4分の1というような規定が入っておりました。今、正確には申し上げられないのですが、「少量」というのは、A4、1ページに対して4分の1以下の図面だとかそういったような規定は設けられております。

【岡本副会長】 A4、1ページの図は、この「少量」には該当しないと考えていいのでしょうか。

【環境保全課長】 はい。たしか4分の1とか2分の1とかいう、そういう表現があったと思います。ちょっと正確には今……。

【岡本副会長】 多分、4分の1だと、過去に市で行った案件についての準備書等、かなりのものが著作権法に違反する内容になるのではないかと思われそうですが、その辺の確認はどうでしょうか。もしできましたら、今すぐでなくても、後でお教えいただけると。

【環境保全課長】 申しわけございません。確認して、また資料提供させていただきますので、よろしくお願ひします。

【立本会長】 もし過去に違反しているようなことがあれば、事後でもいいから了承を求めておいたほうがいいかもわからない。その辺は事務局で検討してもらおうということで、よろしゅうございますか。

そうしますと、事務局案、一部訂正がございましたけれども、答申案はできましたか。

【環境保全課長】 もう少し時間をいただけますでしょうか。

【立本会長】 それでは、少し休憩をとりましょう。

では、35分まで10分間休憩して、35分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

【岡本副会長】 少し時間があるので、先ほど、インターネット公開の図書にどういったものが該当するかということについて事務局よりご回答いただきましたけど、今配付していただいた「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」という環境省の文書を見ますと、1ページの「実施手順」の「3.1 対象とする図書」というところに具体的な内容が書かれていまして、法第7条の要約書、16条の要約書、それから27条で述べている環境影響評価書がこれに該当するというふうになっていますので、基本的にはこの3つということで、市の審査会の中で提出された書類が直接的にこれに含まれるかどうかというのは微妙で、多分、該当する図書に含めなくてもいいのではないかと思います。

ですから、準備書の中で不備があって、この中での質問に対して事業者が提出した補充資料は、最終的な準備書から影響評価書に訂正する段階で記載されないものについては、インターネット公表の対象にならないこともあり得るというふうに考えたほうがよいと思います。

ただし、この審査会の議事録は情報公開条例によって公開されますので、議論があったということは外部から見ることができますが、そこに事業者から提出された書類が公表対象に含まれるかどうかということは、多分ないであろうというふうに考えたほうが妥当ではないかと思われます。事務局、この辺について補足意見がありましたらお願いします。

【環境保全課長】 この 1 ページに書いてありますとおり、方法書、準備書、評価書等に限定した表記になっておりますので、今、先生が言われたとおりだと思います。

【岡本副会長】 ありがとうございます。

【環境保全課長】 過去の影響評価図書の中に著作権についての記述がありましたので、ご紹介させていただきます。一番最後に、「本書に掲載した地図及び事業区域等の現況の空中写真等につきましては、国土地理院の承認を得て複製したものです」というような文言が入っておりますので、過去のものについては問題ないと思われます。

【立本会長】 図書の範囲は、今配っていただきました「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」に基づくということでよろしゅうございますね。

それでは、準備できましたか。配ってください。

(修正した答申文を配付)

【立本会長】 それでは、再開いたします。

答申の件でございますけれども、今、お手元に配付されたかと思えます。かがみのところでございます。

.....  
平成 25 年 10 月 18 日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市環境影響評価審査会 会長 立本英機

環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について (答申)

平成 25 年 7 月 24 日付け 25 千環環保第 657 号で諮問のあったこのことについて、環境影響評価審査会において検討を行い、「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について」及び「環境影響評価等技術指針の改定について」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申します。

.....  
という文章にいたしました。いかがでございましょうか。これでよろしゅうございますか。

それで、別添でございますけれども、実は、まだ副会長と事務局と詳細に詰めて

いないので、そのことについては、後日、直したものを皆さんにまず目を通していただいで、これを正式に、きょうお渡ししますけれども、その旨は後ほど直したものを添付するというので、多少おくれてもよろしゅうございますか。かがみは先に行きますけれども。

では、そういうことで、直したものが皆さんのところに届くようにいたします。事務局は手際がよくて、もう「(案)」を取っていますけれども、では、「(案)」を取った段階で、これを答申といたしたいと思います。

それでは、これから答申をしたいと思います。

(「環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について」 答申書手交)

【立本会長】 なお、先ほど申しましたように、まだ別添のところが十分できていませんので、もう一度言いますけれども、副会長、事務局、それに私とで責任を持って直しますので、その直したものは皆さんのところに必ず届くようにいたします。そういうことをご了解願えますか。

(「異議なし」の声あり)

【立本会長】 ありがとうございます。では、それを別添といたします。どうぞ。

【環境保全部長】 環境保全部長の渡辺でございます。

このたびは、環境影響評価条例の改正等に係る対応方針につきまして答申をいただき、ありがとうございました。本市といたしましては、この答申をもとに条例改正案を作成いたしまして、来年2月の第1回定例会に議案上程いたしまして、来年7月の施行を目指して手続きを進めてまいります。また、今後も適切な環境影響評価制度の運用を進めてまいりたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

【立本会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局、あと今後の予定等がございます。よろしく願いいたします。

【環境保全課長】 それでは、お手元の資料4をお願いいたします。

本日答申をいただきましたので、これに沿って進めさせていただくわけですが、11月に市内の環境基本計画推進会議というものがございます。この会議に環境影響評価条例の改正等に係る対応方針について諮りまして、決定をいただきます。その後、環境審議会に、この対応方針について報告をさせていただきます。来年の2月でございます第1回定例会におきまして、環境影響評価条例の改正条例案を上程させていただきます。その後、議決をいただいた後に、7月に条例を施行したいと考えてございます。また、計画段階の環境配慮につきましては要綱を策定するわけですが、4月に施行したいと考えております。

今後の予定については以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、今ご説明がございましたとおりでございます。

以上で本日の議題は全てで、皆さんのほうで何かございますか。どうぞ。

【櫻庭委員】 先ほど言いそびれてしまったのですが、資料1-2の下のほうに表があって、「意見の内訳」と書いてありますけれども、「意見に対する対応」の欄の一番下の「その他」のところで、「その他」6件について「その他」6件の対応をしたというふうになってはいますが、1ページ前のところをみんなで見たときに、「その他」のところの対応については「原案どおり」というふうに直したと思いますので、資料1-2の「その他」の数字も「原案どおり」のほうに移動するのではないのでしょうか。

【立本会長】 そうですね。ありがとうございます。

事務局、よろしゅうございますか。

資料1-2の3番目に「意見の内訳」というところがございまして、その括弧の中に「その他」という一番右のところがございます。その意見を変えたので、「原案どおり」というように訂正をするということでございます。よろしく願いいたします。

そのほかございませんか。

それでは、以上で全てを終了いたしました。

事務局のほうにお返しいたしますけれども、どうぞ。

【環境保全課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第2回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。

なお、現在のところ、このような形でお集まりいただく次回の審査会の予定はございませんけれども、今後、ご審議いただく案件が生じましたら、開催のご案内を事務局からお送りさせていただきます。

本日は、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

午前 11時45分 閉会